



広 報

# あんど

平成21年  
2009

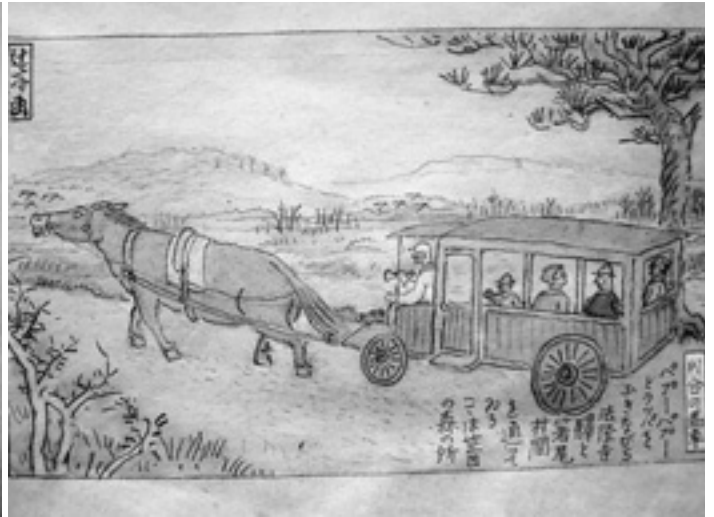
7

No.440

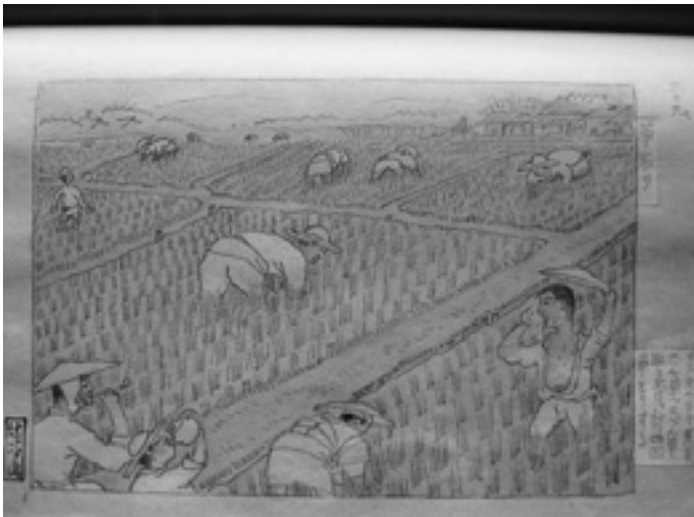
Heart Full Information



(軽便鉄道安堵駅-蒸気機関車の後にレールカーが走る)



(川合の馬車-笠目通過中)



(7月～8月にかけて水稻の草取りが始まる)



(岡崎川の大洪水 左前方には三輪山が見える)

—辻本奨之氏所蔵 辻本忠夫氏スケッチ画より—

平城遷都1300年記念特別企画

## ふるさと安堵・人々の暮らし(4)

—大正時代から昭和時代初期—

「安堵今昔展」開催中

広報紙に登載しています「ふるさと安堵・人々の暮らし」シリーズを含めた「安堵今昔展」を平成21年4月～平成22年12月まで（役場閉庁日を除く）、役場ロビーにおいて開催しています。

時代の移り変わりを比較し、ふるさと安堵に想いをよせてください。

安堵町観光振興・魅力発信事業実行委員会（役場総務課内）

7月は差別をなくす強調月間です

# 『一言で つながる笑顔 心の輪』

安堵町長 島田 悠紀夫

皆様方におかれましては、平素より町行政の発展推進に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、それぞれの立場であらゆる差別をなくすためにご努力を賜っておりますことに対しまして深く感謝申し上げますとともに心より敬意を表する次第であります。

二十一世紀を迎えて早九年が経過し、人権尊重への雰囲気は確かなものになりつつあるように感じられます。しかしながら、現在は、平成の大不況と言われるほど経済不況が広がり、社会的格差や不安という状況から看過できない差別事件・事象など私たちをとりまく社会状況が日に日に変化する中、「人権の街づくり」運動を根づかせる人権啓発活動の推進がますます重要になってくるものと考えております。「人権の核心は、人間の尊厳」であることを再認識し、人間の尊厳を阻害する差別というあらゆる行為に憤りを持ち、「人権啓発」の推進を図っていくことを、決意を新たにしなければならぬと感じております。

今一度私たちは、人権問題にどのように向きあい、自己の意識をどう変革してきたのかを厳しく問い返してみることが大事です。地域社会を見つめ、人権侵害の現実をふまえて、自分自身の問題として差別の撤廃と人権尊重の地域づくりを一層進めていくことが必要です。

安堵町におきましても、「安堵町部落差別の撤廃及び人権擁護に関する条例」や「個人情報保護条例」の趣旨を踏まえて、あらゆる人権侵害の解消及び啓発活動に取り組みとともに、「赤ちゃんからお年寄りまで全ての方々が安心して暮らせる街づくり」を目指していきたいと考えておりますので、皆様方のより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第35回

差別をなくす町民集會にご参加ください

あらゆる人権問題についての基本的認識の徹底と人権の確立に対して様々な啓発や運動を行ってきましたが、残念ながら差別落書きをはじめとするいろいろな差別が根強く残っています。

人がそれぞれにもっている「人権」を尊重しあい、あらゆる差別のない社会づくりを推進しましょう。

日時 7月4日(土)

午後1時～4時

会場 トーク安堵カルチャーセンター

ター

内容 式典・講演会

講師 講談師

田辺 鶴瑛 氏

演題 「〜唯一無二の介護講談〜

鶴瑛ちゃんの修羅場介護日記」



## 第1回安堵町議会臨時会

平成21年5月11日(月) 第1回  
安堵町議会臨時会が開会。

補正予算、条例等について審議  
され、いずれも承認・可決されま  
した。

続いて町議会議員の役員改選が  
行われ、同日閉会されました。

新役職 選出

議長

吉田 宏至 氏(再選)

副議長

岡田 裕明 氏(再選)

### 専決処分・条例改正

○安堵町税条例の一部を改正する  
条例について【承認】

地方税法等の一部改正(平成  
21年4月1日施行)による町税  
条例の改正です。

住民税においては、寄附金税  
額控除の申告時の様式の追加及  
び読み替え規定の整備、給与・  
年金以外の所得を年金特徴とし  
ないことの規定、上場株式等の  
配当等及び譲渡益に係る軽減税  
率の延長、優良住宅地の造成等  
の長期譲渡所得の課税の特例を

平成26年度まで延長。固定資産  
税においては、平成21年度評価  
替えの評価の規定整備、医療関  
係者の養成所及び救急医療確保  
事業関連の固定資産税の非課税  
措置の創設、拡充等の改正です。

○安堵町国民健康保険条例の一部  
を改正する条例について【承認】

地方税法、国民健康保険法施行  
令等の一部改正(平成21年4月1  
日施行)による町条例の改正です。  
国保税の介護給付金として、  
課税額の課税限度額を「9万円」  
から「10万円」に引き上げられ  
ました。

### 専決処分・補正予算

○平成20年度安堵町一般会計補正予  
算(補正第8号)について【承認】

・補正額 6万8千円  
・歳入歳出総額 29億5,246万6千円  
・主な補正内容  
基金利息積立金

○平成21年度安堵町国民健康保険  
特別会計補正予算(補正第1号)  
について【承認】

・補正額 2,004万7千円  
・歳入歳出総額 7億5,904万7千円  
・主な補正内容  
老人医療費確定金額拠出金

### 人事案件

○安堵町人権擁護委員の推薦につき  
意見を求めることについて【適任】

本年2月にご逝去された後藤  
諦二氏(西安堵)の後任委員に  
吉田栄治郎氏(笠目)を推薦す  
ることについて意見を求められ、  
適任とされました。

### 条例改正等

○安堵町税条例の一部を改正する  
条例について【可決】

地方税法等の一部改正(平成  
21年3月31日公布)による町税  
条例の一部改正です。

住民税においては、住宅ローン  
特別控除の創設適用及び土地等の  
長期譲渡所得に係る特別控除の創  
設等。固定資産税においては、長  
期優良住宅に係る特別措置の規定  
整備等が改正されました。

○町道路線の認定について【可決】

東安堵128号線及び東安堵  
129号線が町道として認定さ  
れました。

○安堵町都市計画審議会条例の一  
部を改正する条例について【可決】

審議会委員10人の人数配分に  
ついて、学識経験者を5人から  
4人に、町議会の議員を5人か  
ら6人に改められました。

### 補正予算

○平成21年度安堵町一般会計補正予  
算(補正第1号)について【可決】

・補正額 4,618万1千円追加  
・歳入歳出総額 28億7,318万1千円

・主な補正理由  
妊婦検診費用 33万1千円  
道路橋梁維持費 4,585万円

## 第2回安堵町議会臨時会

平成21年5月28日(木) 第2回  
安堵町議会臨時会が開会。

人事院勧告に基づき、6月支給の  
期末手当について一部を凍結するた  
めの条例改正案について審議され、  
原案どおり可決されました。

### 条例改正等

○一般職の給与に関する条例  
等の一部を改正する条例について  
【可決】

一般職の職員の給与に関する条例  
の一部を改正する条例  
平成21年6月に支給される一般  
職の夏のボーナスについて、期末  
手当0・15月分、勤勉手当0・05  
月分、合計0・2月分を凍結する  
改正です。  
特別職で常勤のもの給与及び旅  
費に関する条例

町長、副町長に支給される夏の  
ボーナスについて、期末手当0・15  
月分を凍結する改正です。  
教育長の給与、勤務時間その他の  
勤務条件に関する条例  
教育長に支給される夏のボナ

又について、期末手当0・15月分を凍結する改正です。

議員提案

○安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について【可決】

議会議員に支給される夏のボーナスについて、特別職等の凍結と同様、期末手当0・15月分を凍結する改正をされました。

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。

過ちを犯し、刑を終えて地域社会に帰ってきた人にあなたは笑顔で「おかえり。」と言えますか。あなたのその一言で、そして、その人を信じることで再び社会での新しい第一歩を踏み出せる人がいます。新しい道のりには、そんなあなたの暖かい支えが必要です。

更生保護とは、国やボランティアだけでなく、地域社会でみんなが犯罪や非行を予防し、また、過ちを犯してしまった人の立ち直りを手助けしていく活動です。

決して難しく考えることはないのです。社会にはほんのちよっと

したことで立ち直ることができている人がたくさん暮らしています。地域で犯罪や非行をなくすには私達に何ができるのか考えてみてください。

家族や地域に住む人との絆を強め、交流を深くするなど「社会を明るくする運動」の大切な役割です。

犯罪や非行は地域社会で起こり、そして、過ちを犯してしまった人が帰ってくる場所も地域社会です。犯罪や非行をどのようにして防ぎ、また、過ちから立ち直ろうと決意した人をどのように受け入れるのか。「更生保護」は更生を指す本人の問題だけではなく、地域に暮らす私達一人ひとりの課題でもあることを考えてみてください。

安堵町保護司会  
安堵町更生保護女性会



定額給付金の申請はお済みですか？

定額給付金の申請の期限は、平成21年10月13日（郵送の場合は同日消印有効）までです。期限を過ぎますと、支給できませんのでご注意ください。

申請の際、世帯主の方の本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）の写しと振込先口座の通帳・キャッシュカードの写し（支店名・名義人のフリガナが分かるもの）を必ず添付してください。

これらの書類が揃った時点で受付となりますので、ご了承をお願いします。

定額給付金申請書がまだ、お手元に届いていない方は、確認をします。至急お問い合わせください。

申請の際、窓口で現金による支給を希望された方の定額給付金の支給を7月1日より順次開始します。窓口での申請と支給は同日ではありませんので、ご注意ください。

お問い合わせ 総務課

☎57-1511 FAX57-1526

7月人権、行政相談日

相談日 7月10日（金）  
時間 午後1時～3時  
場所 役場3階会議室  
※相談は無料で、秘密は守られます。  
お気軽にご相談ください。

ほっと安堵 朝市 新鮮な野菜をより安く

安心・安全な町内の朝取り野菜を安価でご提供します  
毎週日曜 朝9時より  
安堵中学校南側

■主催：ほっと安堵朝市実行委員会  
■お問い合わせ：役場産業課 ☎57-1511

毎月第1日曜日 先着100名様に花の苗などを無料配布しています。  
(農地・水・環境保全対策事業への取組)



売り切れ次第閉店させていただきます



## ～国民年金保険料免除制度の申請はお早めに！～

平成21年度の免除申請は7月から受付が始まります。

国民年金には、経済的な理由等で保険料（平成21年度の保険料月額：14,660円）を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。【前年所得の審査があります。】

保険料免除申請は、保険料の全額が免除される「**全額免除**」、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される「**一部納付（3／4納付、半額納付、1／4納付）**」があります。

また、30歳未満の方には、「**納付猶予（若年者納付猶予制度）**」があります。

（前年度に全額免除・納付猶予が承認されており、継続申請の申出をされている方は、引き続き全額免除又は納付猶予に該当するか、審査を行いますので申請は不要です。ただし、**所得の申告をされていない方は、継続の審査ができない場合があります。**）

【申請して承認されるとその期間は・・・】

	全額免除	3／4納付	半額納付	1／4納付	納付猶予	保険料未納
年金を受ける資格期間には	算入されます。					算入されません。
保険料を納めた場合と比べて年金額は	3分の1で計算	6分の5で計算	3分の2で計算	2分の1で計算	計算されません。	計算されません。
障害・遺族基礎年金を受けるとき	保険料納付済期間と同じ扱いです。					年金を受給できない場合あり。
後から保険料を納付する場合（追納）	10年以内なら納めることができます。					2年以内

※ 【3／4納付】【1／2納付】【1／4納付】の承認を受けた場合、**その一部の保険料を納付されないと、その承認期間は保険料未納期間となりますので、ご注意ください。**

※ 追納する場合の保険料額は、免除等を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

【承認期間は・・・】 7月から翌年の6月まで

【審査結果（承認・却下）は・・・】 後日郵送で奈良社会保険事務所より通知が届きます。

（全額免除・納付猶予の承認を受けられた方において、翌年度継続希望にしている方で、翌年度以降も引き続き全額免除・納付猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要となります。ただし、**失業又は震災等による損害を受けたことを理由とした全額免除・納付猶予又は一部納付の場合は、毎年の申請が必要となります。**）

【申請先・・・】 住民課国民年金担当窓口まで（年金手帳・印鑑等をご持参ください。）

☎ 57-1511（内線223）

**長寿医療保険(後期高齢者医療)所得区分について**

所得・収入に応じて、**現役並み所得者**・**一般**・**低所得Ⅱ**  
 ・**低所得Ⅰ**に区分され、自己負担割合・自己負担限度額が決定  
 してきます(毎年8月見直し)

**現役並み所得者**

同一世帯の長寿医療被保険者の  
 方の所得・収入で判定します。

(1)課税所得額が145万円以上  
 ある長寿医療被保険者

(2)課税所得額が145万円以上  
 ある長寿医療被保険者と同一

世帯の長寿医療被保険者

※ただし、収入額が次の①又は②  
 の一定基準を満たす場合は、市  
 町村に申請することで1割負担  
 になります。

①世帯内に他の70歳以上の方が  
 いない場合

収入額が383万円未満であ  
 れば、申請によって1割負担  
 になります。

②世帯内に他の70歳以上の方が  
 いる場合

収入の合計額が520万円未  
 満の場合、申請によって1割  
 負担になります。

**一般**

**現役並み所得者** 以外の課税  
 世帯の長寿医療被保険者

**低所得Ⅱ**

同一世帯の世帯主および世帯員  
 全員の課税状況で判定します。

同一世帯の世帯主および世帯員  
 全員が住民税非課税である長寿  
 医療被保険者

**低所得Ⅰ**

同一世帯の世帯主および世帯員  
 全員の所得状況で判定します。

同一世帯の世帯主および世帯員  
 全員が非課税かつ基準額以下の  
 所得である長寿医療被保険者



**窓口で支払う自己負担金**

かかった医療費の1割(現役並み所得者は3割)を支払います。  
 ただし、個人ごとに同じ月の負担限度額を超えた分は払い戻しを受けることができます。

世帯の所得区分	通院の限度額(個人ごとに計算)	世帯の限度額
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ [(かかった医療費-267,000円) × 1%] (44,400円) ※4回目以降
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※1年間に4回以上限度額を超えた場合、4回目以降の限度額は(44,400円)の金額となります。  
 注)入院時の食事代や差額ベッド代等は、支給対象となりません。

# ● お知らせ ●

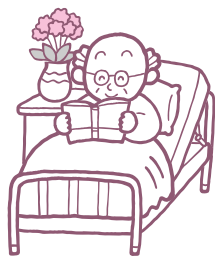
	療養病床以外	療養病床 ※
現役並み所得者 及 一般	1食につき260円	*1 ●入院時生活療養費Ⅰを算定する保険医療機関に入院する場合 (食費) 1食につき460円 (居住費) 1日につき320円
低所得Ⅱ	1食につき210円	(食費) 1食につき210円 (居住費) 1日につき320円
	*2 1食につき160円 (1年間に90日以上入院)	
低所得Ⅰ (老齢福祉年金受給者)	1食につき100円	(食費) 1食につき130円 (居住費) 1日につき320円
		(食費) 1食につき130円 (居住費) 1日につき0円

※1 ただし、入院する病床によって自己負担が異なります

●入院時生活療養費Ⅱを算定する保険医療機関に入院する場合は(食費)1食420円

また、療養病床に入院している場合でも、入院医療の必要性の高い状態が継続する方や、回復期リハビリテーション病棟に入院している方は、療養病床以外に入院する場合と同じ自己負担額となります。

※2 1年間に90日以上入院の場合は、入院日数が分かる書類(領収書等)を持参し、**再度申請が必要です。**



長寿医療保険(後期高齢者医療)の窓口 内線2222  
☎57-1511(代)

申請受付…住民課②番  
ので注意してください。  
非課税世帯として取り扱われませんので注意してください。  
世帯に無申告の方がいる場合は、**再度申請が必要です。**

7月31日までです。**8月以降は再度申請が必要です。**  
認定期間は申請日の月初めから

認められた場合に交付されます。  
(後期高齢者医療)窓口に申請して、

この認定証は、長寿医療保険(後期高齢者医療)を医療機関に提示すれば、入院時の患者負担限度額および食費負担等が少なくて済みます。(上記料金表の通り)  
※住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すれば、入院時の患者負担限度額および食費負担等が少なくて済みます。(上記料金表の通り)

**長寿医療保険(後期高齢者医療)入院「限度額適用・標準負担額減額認定証」のお知らせ**

**健康ポスター入選作品**

好き嫌いなくそう!!

かぶるまふ ← 食べたあと



現在お使いの長寿医療保険(後期高齢者医療)被保険者証の有効期限は、すべての方が平成21年7月31日となっています。  
7月下旬に新しい被保険者証を簡易書留でお送りし交付します。

**長寿医療保険(後期高齢者医療)被保険者証更新のお知らせ**

**長寿医療（後期高齢者医療）  
「保険料」の決め方**

長寿医療（後期高齢者医療）制度は、高齢者だけではなく国民すべてで支えるという基本のもと、高齢者の皆さまが安心して医療を受けることができるよう、国・県・市町村が公費約5割負担を維持しつつ、高齢者の皆さまに保険料として約1割の負担をお願いし、さらに、現役世代からも約4割の支援を受けることにより成り立っています。

保険料率は、奈良県内では均一を原則とし、医療給付費の10%分と、保健事業分、その他給付費（葬祭費）は、基本的に保険料で賄われます。

保険料は、奈良県後期高齢者医療広域連合が決定し、奈良県の医療給付費に応じて、2年ごとに見直します。

- 保険料率は、原則奈良県内で統一されます。
- 保険料は、被保険者個人単位で算定し、賦課されます。
- 保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者

**保 険 料**

均等割額 + 所得割額

※平成20、21年度の保険料

	均等割額	所得割率
保険料率	39,900円	7.5%
賦課限度額	50万円	

の所得に応じて負担する「所得割額」（注1）があり、その合計額となります。

（注1）（被保険者の総所得金額ー基礎控除額33万円）×所得割率（7.5%）

**保険料の軽減措置について**

- 世帯主と被保険者全員の所得金額の合計額に応じて保険料の均等割額が軽減されます。
- 9割軽減（33万円）以下の世帯（被保険者全員の年金収入が80万円以下の世帯、その他各種所得がない）
- 7割軽減（33万円以下の世帯（平成21年度は8.5割軽減となります。））
- 5割軽減（33万円+24.5万円×被保険者数（被保険者であ

る世帯主を除く）以下の世帯2割軽減（33万円+35万円×被保険者数）以下の世帯

※世帯主が後期高齢者医療の被保険者でない場合であっても、軽減の判定の際の対象となります。

■ 被用者保険の被扶養者であった方  
平成21年度は均等割が9割軽減となります。

■ 年金収入が153万円以上211万円以下の方  
平成20年度と同様に所得割が5割軽減となります。

※給与収入等がある場合でも、控除後の所得が91万円以下である場合は対象となります。

**保険料の減免措置について**

- 災害、その他特別な事情により、保険料の納付が困難な方については、申請により保険料が減免できる場合があります。
- 保険料の減免を受けようとする方は、申請書に必要書類を添付し、役場窓口にて申請します。

**軽減措置等を受けるには「所得申告」が必要です**

■ 年間（平成20年中）に全く所得がなかった方や、所得が少なく所得税や市町村民税・県民税がかからない方、今まで所得の申告をしなかった方でも、後期

高齢者医療保険料の算定のため「申告」が必要です。

なお、申告しなかった場合には、次の軽減措置等を受けることができません。

※後期高齢者医療保険料の軽減措置  
※高額療養費の負担区分

**長寿医療（後期高齢者医療）  
「保険料」の納め方**

■ 保険料の徴収は、安堵町で行います。徴収方法は、次のとおりとなります。

《特別徴収》 年額18万円以上の年金受給者は、保険料が年金から天引きされる特別徴収の対象となります。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、天引きの対象になりません。申込みにより、年金天引きを止め、口座振替に変更できます。

《普通徴収》 特別徴収の対象者とならない方は、納付書や口座振替などにより保険料を納めていただくこととなります。平成21年度7月から納付が始まります。



● お知らせ ●

**国民健康保険税は、このように計算されます**

**〔医療分〕 すべての方**

- ① 所得割額（各被保険者の所得に応じて計算）  
（平成20年中の総所得金額－基礎控除額33万円）×7%
- ② 資産割額（各被保険者の固定資産税額に応じて計算）  
平成21年度の固定資産税額×24%
- ③ 均等割額（加入者数に応じて計算）  
加入者数×21,000円
- ④ 平等割額（1世帯につき計算）  
1世帯当たり 23,000円
- 保険税（医療分） ①+②+③+④（課税限度額は47万円）
- ⑤ 所得割額（各被保険者の所得に応じて計算）  
（平成20年中の総所得金額－基礎控除額33万円）×2%
- ⑥ 資産割額（各被保険者の固定資産税額に応じて計算）  
平成21年度の固定資産税額×6%
- ⑦ 均等割額（加入者数に応じて計算）

- 加入者数×6,000円
- ⑧ 平等割額（1世帯につき計算）  
1世帯当たり 7,000円
- 保険税（支援分） ⑤+⑥+⑦+⑧（課税限度額は12万円）

**〔介護分〕 40歳から64歳の方**

- ⑨ 所得割額（各被保険者の所得に応じて計算）  
（平成20年中の総所得金額－基礎控除額33万円）×1%
  - ⑩ 資産割額（各被保険者の固定資産税額に応じて計算）  
平成21年度の固定資産税額×5%
  - ⑪ 均等割額（加入者数に応じて計算）  
加入者数×6,000円
  - ⑫ 平等割額（1世帯につき計算）  
1世帯当たり 4,000円
  - 保険税（介護分） ⑨+⑩+⑪+⑫（課税限度額は10万円）
- 〔合計保険税額〕 医療分と支援分と介護分の合計になります**
- ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫
- ◎平成21年度国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に送付します。
- （住民課）

**平成21年度国民健康保険税の税率について**

安堵町の国民健康保険財政は、医療費の急激な伸びに国保税収が追いつくことができません。単年度収支では平成17年度から平成20年度まで4年連続で赤字となるなど、非常に厳しい状況にあります。

**平成21年度福祉医療証（老人医療・心身障害者医療・母子医療）更新のお知らせ**

**8月1日から新しい医療受給資格証で受診しましょう！**

現在使用されている医療受給資格証（老人医療 心身障害者医療・母子医療）の有効期限は7月31日までとなっています。

☆ 該当される方には事前に通知（7月下旬予定）いたしますので、必ず更新手続きにお越しく下さい。

更新期限：平成21年8月末日まで  
持物：更新の通知書・同封の申請書・健康保険証・印かん・旧の医療受給資格証

お問い合わせ 住民課 ②番の窓口  
☎57-1511（内線222）

こうした状況のもとですが、被保険者の皆さまに納めて頂く保険税について、平成21年度においては、賦課限度額（介護分）の引き上げのみ見直しを行い、全体的な税率の引き上げは、行いません。被保険者の皆さまには、健全な国保運営をはかれますように、保険税の納付にご協力をお願いします。

制度名	対象者	助成の範囲
老人医療	昭和14年8月2日～昭和15年7月31日の期間に生まれた方で、世帯及び、扶養者の住民税所得割が課せられていない方	医療保険の自己負担額から一割負担を除いた額を助成します。
心身障害者医療	1歳以上の方で身体障害者手帳1級から2級または、療育手帳Aの方（注1）	医療保険の自己負担額から ○通院については、1医療機関につき月500円 ○入院については、1医療機関につき月1,000円（2週間未満の入院の場合は月500円）を除いた額を助成
母子医療	配偶者のない女子で18歳未満の児童を養育している方とその児童（注1）	

（注1）本人所得・扶養者（健康保険の被扶養者含む）所得に制限があります。転入等で申請がまだの方は、お問い合わせください。



**おこ 怒るな！ しか 叱れ！**

わが子をどう叱ればよいかについて、「自分の叱り方に自信がない」「叱ることそのものが良くないの?」「たたくのは絶対にダメ?」など、さまざまな悩みや相談が教育関係機関に多く寄せられています。

最近では、きびしく叱ることによって、子どもが大きくなってから心に傷を残さないかと心配するケースが多いようです。事件のマスコミ報道などで、「**幼少時の親子関係に問題があった**」などという記事を目にすれば、心配になるのも当然のことかもしれません。

また、こうした考えがある一方で、全国の「**児童虐待による相談件数**」（児童相談所による調査）は増加し、平成19年には約41000件（平成10年7000件）に達している現状があります。

こうした状況は・・・



子どもに気をつかうあまり  
叱れなくなっている

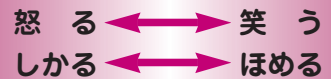


親の都合や感情を押しつけて  
虐待にちかい叱り方になっている

という親の2極分化を生み、大きな悩みとなっているようです。

そこで、この格言「怒るな！叱れ！」です。「怒る」と「叱る」はよく似た言葉のようですが、その反意語をみると違いはよくわかります。

子どもは、言われたときには納得したり分かっている、調子に乗ったり集団になつたりすると、つい忘れて同じ間違いを繰り返すことがよくあります。



そこで、私たち大人が、**一時的な感情で「怒る」のではなく、「粘り強く」叱ることが必要**となってきます。粘り強く、投げ出さず、暴力的にならず、「**何度やっても親が懲りずに叱ってくれた**」と**子どもの方が根負けして行いを変えていくことが重要な**のです。口で言うほど簡単なことではありませんが、「**ほめる**」という行為と等しく、「**叱る**」という行為もまた、**親子の間の大切なコミュニケーション**です。言葉を大切にすることはもちろんのこと、声の調子や表情といった言葉以外の要素にも気をつけて、**心が伝わる「叱り方」**をしたいものです。

最後に、心が伝わる「叱り方」のポイントを参考までに上げておきます。

- ・ いけないことをいけないと、わかりやすく本気で話す
- ・ 子どもの人格そのものを否定せずに、行為そのものを否定する
- ・ 親として、どうして欲しいのか、具体的に示す
- ・ 他の子との比較やいやみをさける
- ・ ひとつのことについて叱り、話しを広げない
- ・ 反省が見られたらくどくど繰り返さず、引き際を早く
- ・ 日によって叱ったり叱らなったり、気分次第にならない
- ・ 感情にまかせた暴力は子どもとの関係を破壊してしまうことを忘れない
- ・ 1回で治らなければ次の機会に…とにかく粘り強く！

**心が伝わる「叱り方」で  
親子のコミュニケーション！**



※ みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしています。

**生駒郡教科書センター  
からのお知らせ**

生駒郡教科書センターを平群町で設置することになりました。生駒郡教科書センターでは、住民の皆様にも教科書をご覧いただくために、現在の小学校の教科書と平成22年度の中学校の教科書を展示します。学校で使用する教科書は、この中から選んでいます。

**場所**

あすのす平群（平群町中央公民館前）

**所在地**

〒636-0936

生駒郡平群町福貴1037-2

お問い合わせは平群町教育委員会

事務局総務課まで

☎0745-45-2101

**期間**

7月1日～7月24日

日・平日 午前9時～午後5時

土 午前9時～午後7時

水・祝日は休館





# 学びと育ちの扉

## 宍堵保育園

5月13日赤・黄・青組の3～5歳児が、宍堵中央公園へ遠足に出かけました。快晴の空の下お弁当を食べたり、遊具で元気に遊びました。



## 宍堵小学校

5月24～25日の2日間で、小学生は広島方面への修学旅行に行きました。事前に学習した世界遺産の原爆ドームなどを見学し、戦争の怖ろしさや平和の大切さを改めて学びました。



## 宍堵中学校

5月13～15日の3日間、中学生は沖縄へ修学旅行に行ってきました。ガマ体験などの平和学習や沖縄ならではの自然に触れる体験などを通し、様々なことを学びました。



## 確かな学力の向上に向けて（学校・家庭・地域の連携）その⑥

今回のテーマは

**早寝早起きで、頭も体もスッキリと！**です。

目覚めがスッキリとした爽やかな朝は、気持ちのよい1日の始まりです。暑くなってくるこの季節ですが、十分な睡眠を取り、涼しいうちに「早起きする」ことで、体も頭も気持ちよく活発に動き始めます。

「早寝早起き朝ごはん」で、暑さに負けない強い体と心をつくりましょう！

**十分な睡眠は、学習意欲・運動意欲を伸ばします！**





「昔の暮らし実演体験会」

## なたねの油しぼり体験

昔の暮らしの中で、照明や食用として用いられた菜種...

この体験会では、館前の田で実った菜種の油をしぼる実演や、菜種油を使った体験が出来ます。



前年度「なたねの油しぼり」体験会風景

日時 7月5日(日)

午後1時半～3時半

参加費 入館料+材料費(2000円)

募集人数 10名(申込み順)

申込み 窓口・電話にて事前申込みの上、ご参加ください。

## い草刈り見学会



前年度「い草刈り」見学会風景

昨年の秋に植えたい草が、収穫の時期を迎えます。灯芯の原料・い草の刈り取りや、乾燥の作業が見学できます。希望により体験もできます。

日時 7月8日(水)

午前9時～

参加費 入館料

申込み 不要。直接、館へお越しください。

※体験希望者は、作業しやすい服装でお越しください。

※天候等の事情により、日程を変更する場合がありますので、事前に館へお問い合わせください。

## かんぴょう作り体験

この時期に実るユウガオの実を、専用の道具を使って削いで作る「かんぴょう作り」(むき作業)の体験ができます。

日時 7月19日(日)

午前9時～

参加費 入館料+材料費(2000円)

募集人数 10名(申込み順)

申込み 窓口・電話にて事前申込みの上、ご参加ください。

※作業しやすい服装でお越しください。

※天候等の事情により、日程を変更する場合がありますので、事前に館へお問い合わせください。



前年度「かんぴょう作り」体験会風景

## 灯芯ひき・わらぞうり作り 体験会

前年度「灯芯ひき」体験会風景



前年度「ぞうり作り」体験会風景



当町で育まれた、灯芯づくりの技術にふれてみませんか。当日は熟練者の指導を受けながら、体験していただけます。同時にわら製のぞうりを手作ります。

日時 7月26日(日)

午後1時半～3時半

参加費 入館料

募集人数 各10名(申込み順)

申込み 窓口・電話にて事前申込みの上、ご参加ください。

※ぞうり作り参加者は、はさみ持参の上、ズボンでお越しください。

お問い合わせ・場所・申込み

安堵町歴史民俗資料館

(大字東安堵1322)

☎ 57-5090 FAX 57-88895

## 大会のお知らせ

### 軽スポーツの集い

日時 7月11日(土)・7月25日(土)  
8月8日(土)・8月22日(土)

午前9時30分集合  
種目 ソフトバレーボール  
バウンドテニス

スリータッチ  
室内ペタンク等

場所 安堵中央公園体育館

参加資格 町内在住者・在勤者  
(年齢不問・親子での参加歓迎)  
受付 当日受付

## 大会結果

### 第46回生駒郡民大会

日時 5月10日(日)

○ハンドボール

優勝 安堵町(安堵の里)

○バレーボール(一般女子)

準優勝 安堵町

○軟式野球

準優勝 安堵町(ドジラース)

○バレーボール(家庭婦人)

準優勝 安堵町(あくなみ)

○バドミントン

準優勝 安堵町

### 第35回卓球大会

日時 4月19日(日)

中学生の部

優勝 勝良 圭吾

準優勝 中川 華代

一般男子の部

優勝 大田 武士

準優勝 西端 誠

一般女子の部

優勝 堀江 素子

準優勝 井上 緑

### 第31回バドミントン大会

日時 4月19日(日)

中学生の部

優勝 上田 貴之

準優勝 吉田 知樹

一般男子の部

優勝 的場 健

準優勝 勝良 稔

### 安堵町教育委員会主催 夏休み水泳教室のお知らせ

日時 8月1日(土)～6日(木)  
の6日間

午前9時～午前11時30分

場所 安堵小学校プール

対象 ・25m泳げない小学生  
(自主申告有り)

・全日出席出来る小学生

定員 50名 (体調不良での休み可)

参加費 教室参加費1,000円

保険代500円

◎申込方法

安堵中央公園体育館の窓口へ、  
官製ハガキ1枚を添えて、お  
申し込みください。

◎受付期間

7月5日(日)～  
7月15日(水)

午前9時～午後5時まで  
へ火曜日の休館日は除く

※先着順ではありません。

※電話による受付は行いません。



◎受付場所 安堵中央公園体育館

◎注意事項

※募集定員を超えた場合は、抽選  
になりますので、受講できない  
場合もありますので、ご了承ください。

※募集定員の過半数に達しない場  
合は、中止することがあります  
のでご了承ください。

※参加費・保険代は決定通知のは  
がきに記入した期日にご持参く  
ださい。同時に教室の詳細を説  
明します。

お問い合わせ 安堵中央公園体育館

☎58-4011

## 安堵町総合型地域スポ ーツクラブ設立準備委 員会よりお知らせ

### 軽スポーツフェスティバル

(安堵町総合型地域スポーツクラブ  
設立準備委員会主催)

遊びの中から体を動かして楽し  
むことが出来るように開催しま  
すので、是非ご参加ください。

日時 7月11日(土)

午前9時30集合

場所 安堵中央公園体育館

内容 スリータッチ・フロッカー  
囲碁ボール・キンボール

ディスクゲッター・輪投げ

クロリティ・スロイングビ  
ンゴなど

受付 当日受付

参加資格 町内在住者・在勤者(子  
供からシルバー世代まで・フ  
ァミリーで参加は大歓迎)

ミリーで参加は大歓迎)

ミリーで参加は大歓迎)

又、今年度は、次の事業を計画し、実施していきますので一度お問い合わせください。

**軽スポーツの集い**

毎月第2・第4・土曜日  
午前9時30分集合  
場所・お問い合わせ  
安堵中央公園体育館  
☎58-4011

**安堵町書芸展作品募集**

安堵町書芸展を開催いたしますので多数ご出品いただけますようご案内いたします。  
期間 7月23日(木)～7月26日(日)  
場所 トーク安堵カルチャーセンター展示ホール  
出品資格 町在住及び在勤の方  
出品点数 1人3点以内  
大きさ 自由  
題材 自由  
申込・搬入期間 7月16日(木)～7月19日(日)  
申込・搬入場所 トーク安堵カルチャーセンター

作品搬出 7月27日(月)より

その他 出品料は無料です。出品作品については細心の注意をいたしますが万一破損・汚染の場合は責任をおいかねますのであらかじめ御了承願います。

お問い合わせ トーク安堵カルチャーセンター  
☎57-2281

**だいどう幼稚園  
園開放のお知らせ**

日時 7月15日(水)  
午後1時～2時30分

活動 水遊び  
対象 未就園児と保護者  
持ち物 水着、または、ぬれてもよいTシャツ、パンツ、バスタオル、着替え、お茶、上靴(必要な方のみプール用紙パンツ、紙おむつを着用)

※天候により活動内容を変更する場合があります。  
お問い合わせ  
だいどう幼稚園  
☎57-3556



**「夢いきいき教室」  
受講生募集**

みなさんがいつまでも自分らしく元氣な暮らしを送るために、元気を応援する教室です。

多数の方の参加をお待ちしています。

開催日  
7月14日(火) 7月21日(火)  
7月27日(月) 8月11日(火)  
8月18日(火) 8月25日(火)  
9月1日(火) 9月8日(火)  
【全8回】

時間 午前9時30分～11時30分  
場所 安堵町福祉保健センター  
運動指導室

対象者 町内在住の65歳以上の方  
参加費 全8回で1,000円  
申し込み・お問い合わせ  
安堵町社会福祉協議会  
☎57-2523 FAX57-5022

**安堵駐在所だより**

安堵駐在所 ☎・FAX 57-2603

**★ひったくり事件が県下で多発**

西和署管内でも本年2月頃から連続発生し、安堵駐在所管内でも発生が予想

される箇所

JR法隆寺駅前利用者の通勤往復路  
JR大和小泉駅利用者の通勤往復路

歩行者、自転車利用による買物の往復路

(特に女性や老人は、ご注意ください)

※どのようなやり方が犯人は単車または自転車を利用する。

捕まらないようにフルフェイスのヘルメットやマスクをつける。  
ターゲットを決めるため何回か下見をする。  
過去に捕まった犯人は大抵、後ろからやってくる。

**●被害を防ぐためのポイント**

◎安易にバッグなどを前カゴにいれない。

◎前カゴにカバー等を取り付ける。

◎道路の車道側(ひったくりやすい側)にバッグ等を持たない。

◎日頃から問題意識を持って、十分に注意しておく。

★あなたの大切な人にも注意喚起してください。

**みんなでつくろう安全安心の街**

通報先 緊急の場合は110番  
奈良県警本部 ☎0742-230110  
西和警察署 ☎0745-720110  
安堵駐在所 ☎0743-572603

# 健康カレンダー



こども

事業名	日時	対象	持ちもの	内容等
7 か月児健康相談	7月8日(水) 午前9時30分～45分受付	満6・7か月児	母子健康手帳 アンケート用紙 バスタオル	身体計測、栄養・育児相談、絵本との出会い
離乳食ミニ講座	7か月児健康相談終了後に開催 (午前10時45分くらいから)	乳児とその保護者	母子健康手帳	実際に見て味わってみましょう
2歳児親子歯科健康診査	7月9日(木) 午後1時10分より受付 ※時間を区切り指定します。	平成19年4月10日～7月9日生まれの児	母子健康手帳 アンケート用紙 歯ブラシ・コップ・タオル・お茶	歯科診察・相談・フッ素塗布 保護者で希望する方に 歯周疾患健診(200円)
3歳児歯科健康診査	7月9日(木) 午後2時50分より受付	平成18年4月10日～7月9日生まれの児		歯科診察・相談・フッ素塗布
4か月児健康診査	7月28日(火) 午後1時15分～1時30分受付	満3・4か月児	母子健康手帳 アンケート用紙 バスタオル	身体計測、医師診察、 栄養・育児相談
10か月児健康診査	7月28日(火) 午後1時50分～2時5分受付	満9・10か月児		

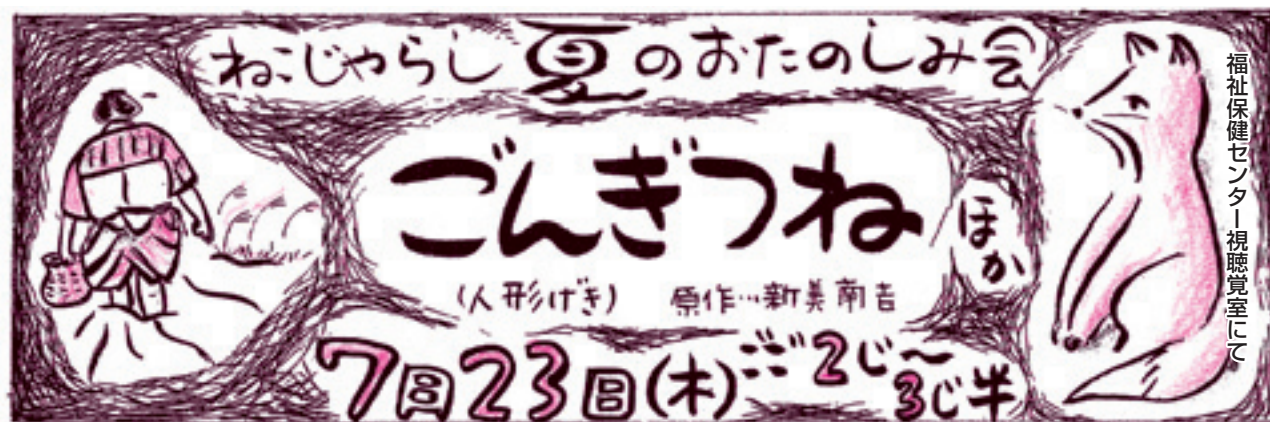
場所はいずれも福祉保健センター



おとな

事業名	日時	対象	持ちもの	内容等
健康相談(役場ロビー)	7月3日(金)・8月5日(水) いずれも午前9時～10時30分受付	町住民	健康手帳 または 健康ファイル	健康相談、血圧測定、体脂肪測定、腹囲測定、尿検査、尿中塩分濃度測定(1日の摂取塩分量がわかります。料金2回分で100円)、開眼片足立ち ※毎月20日の個別健康相談では、体組成(体脂肪率・基礎代謝量・筋肉量・内脂肪レベルなど)も測定できます ※8月5日は管理栄養士による栄養相談もあります。
毎月20日の個別健康相談(福祉保健センター)	7月17日(金)・8月20日(木) いずれも2日前までに要予約(時間は、予約時に相談の上、決めさせていただきます)			
歯周疾患健診	7月9日(木) 午後3時20分～3時30分受付 2日前までに要予約、定員5名	40歳以上町住民	健康手帳 または 健康ファイル 200円 歯ブラシ・コップ タオル	歯科診察、相談など

お問い合わせ 福祉保健センター内 健康福祉課 (☎57-1591 FAX57-1592)

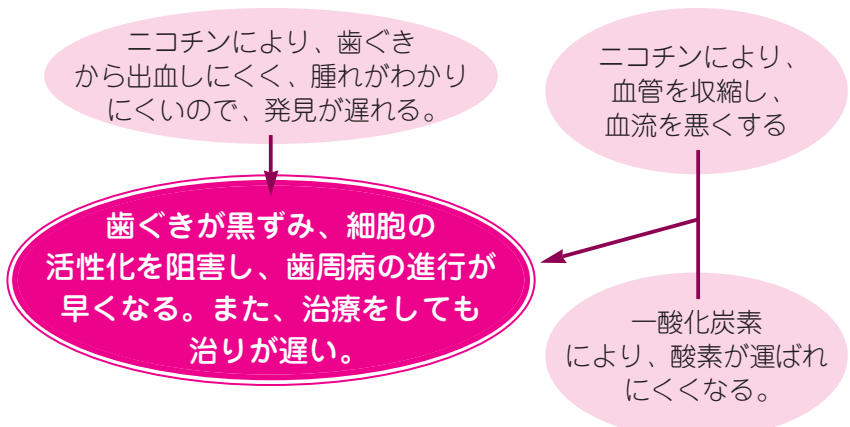


# health

# みんなで健康

## たばこと歯周病

喫煙は、肺がんになるとのイメージが強いですが、からだの色々なところに悪影響を及ぼします。特にその中でも、お口は、喫煙の影響を最初に受けます。



見た目もこのように変わります。  
 ・歯面にタールが付着する  
 ・ニコチンの影響で歯肉は暗紫色になる



**今、禁煙を諦めれば...あなたの時間を取り戻すことができます。**

禁煙できないのは、意思のせいではありません。たばこに含まれるニコチンのせいです。最近では、ニコチンパッチや、ニ

コチンガムが薬局で販売されるようになり、身近なものとなりました。医療機関による禁煙治療も一定の条件を満たせば保険適用となり、ニコチンパッチやニコチンを含まない内服薬の処方を受けられ、医師が禁煙を支援してくれます。奈良県内の禁煙支援医療機関は、インターネット『すこやかネットなら奈良NARA』(<http://www.sukoyakanet-nara.jp>)で紹介されています。  
 また、福祉保健センターでも、個別禁煙指導を行なっています。気軽にご相談ください。

**歯周疾患健診を受けましょう**

歯周病は、歯が抜ける最大の原因となります。自覚症状がわかりにくい喫煙者はもちろん、喫煙をされていない方も、かかりつけ医で定期的に健診を受けましょう。  
 かかりつけ医がなく、健診を受ける機会がない方は、安堵町の健診を受けましょう。

## 7・8月は「愛の血液助け合い運動」の推進月間です。

**日時** 7月9日(木)  
 10月15日(木)  
 いずれも午後3時20分～3時30分受付

**対象** 40歳以上

**料金** 200円

**しめきり** 2日前まで

**定員** 各日 5名

**献血にご協力お願いします**

**日時** 8月4日(火)  
 午後1時30分～4時受付

**場所** 安堵町役場 1階玄関前

**持ち物** 献血カード(お持ちの方)  
 本人確認がまだの方は、ご自身を証明できるもの(運転免許証、保険証など)をご持参ください。

**お問い合わせ**  
 奈良県赤十字血液センター  
 ☎56-5916 FAX56-4894

**福祉保健センター  
 お風呂休みお知らせ**

福祉保健センターのお風呂は清掃及び点検・修理のため、7月27日(月)から8月3日(月)まで休みます。ご協力お願いします。



● お知らせ ●

食中毒は、8月をピークに10月まで多く発生します。  
食中毒を予防しましょう。

1. 食中毒の原因菌・ウイルスを  
つけない

- ①食品や手、調理器具はしっかりと洗う。
- ②食品は、ラップなどで包んで保存する。

2. 食中毒の原因菌・ウイルスを  
増やさない

- ①室内に放置せず冷蔵庫に保存する。

3. 食中毒の原因菌・ウイルスを  
殺す

- ①食品内部まで十分に加熱する。
- ②定期的に調理器具の消毒をする。

手洗いの仕方

- 1 指輪・時計などははずす
- 2 流水で汚れを洗い落とす

- 3 石けんをよく泡立てて手のひらどうしをこすりあわせる



- 4 手の甲もこすり洗います



- 5 指先、爪の間も念入りに洗う（ブラシ推奨）



- 6 両指の間をこすり合わせる



- 7 親指を付け根から指先まで、ねじるように洗う



- 8 手首を洗う



- 9 水道の持ち手を洗う

- 10 10秒以上洗い流す

- 11 乾いた清潔なタオルで拭く

第17回奈良県高齢者いい歯のコンクール募集要項

応募資格

- 1. 70歳以上で歯の健康な方  
(若干の欠損歯、かぶせ等可)
- 2. 第14回、第15回、第16回の最優秀の方は応募出来ません

応募方法

官製ハガキに郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、生年月日、性別、年齢を明記し、〒630-8002 奈良市二条町2丁目9-2 奈良県歯科医師会・高齢者いい歯のコンクール係迄

応募期限

平成21年9月2日(水)まで

審査および表彰

日時 平成21年10月1日(木)

正午～午後4時30分

場所 奈良市二条町2丁目9-2

奈良県歯科医師会館

※8020達成者には認定証が授与され、最優秀賞には後日、知事より表彰状が授与されます。

主催 奈良県歯科医師会

共催 奈良県

後援 奈良県老人クラブ連合会

財団法人8020推進財団

※昼食はお済ましの上、ご参加ください。

お問い合わせ 奈良県歯科医師会  
☎0742-33-0861

認知症の人と家族などに対する支援のお知らせ

認知症の方やご家族などからの認知症に関する相談に介護経験者が応じます。秘密は保持しますのでご安心ください。

日時 火・金曜日

午前10時～午後3時

土曜日 正午～午後3時

(祝祭日は、休み)

☎0742-41-1026

「認知症の人と家族の集い」

どなたでも参加できます。

開催日や場所については、お問い合わせください。

お問い合わせ

社団法人認知症の人と家族の会奈良県支部

631-0045

奈良市千代ヶ丘2-3-1

☎FAX0742-41-1026

奈良県福祉部 長寿社会課

630-6501

奈良市登大路町30番地

☎0742-27-8540

FAX0742-27-3075

# 本の窓

安堵町福祉保健センター図書室  
福祉保健センター2階  
☎57-1590 FAX57-1592  
[利用時間] 午前10時～午後5時

図書カレンダー●は利用日

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

## 7月の特集「団塊の世代を読む」

企業戦士だった団塊世代の方々が勇退していく時代を迎えています。昭和の発展期に思いを馳せたり、これからの生活へのいろいろな挑戦を描いたり、第2の人生に向かって、エネルギーを一つ歩を踏み出されたことでしょうか。そんな皆さんに読んでいただきたい本（郷愁から年金・次の仕事まで）を揃えました。どうぞ、ご利用ください。

## おとなの本棚

- ・ 図書館利用の達人
- ・ 定年後を楽しむ人楽しめない人
- ・ 図説 古事記と日本書紀
- ・ 世界経済危機日本の罪と罰
- ・ 断る力
- ・ おなかの赤ちゃんとおしゃべりしよう
- ・ 三匹のおっさん (有川 浩)
- ・ プリンセス・トヨトミ (万城目学)
- ・ 疑心 隠蔽捜査3 (今野 敏)
- ・ 納棺夫日記 (青木新門)



パラドックス13



マーリー  
世界一おバカな犬が  
教えてくれたこと

## 読書感想文コンクール課題図書

- (貸し出しは1週間です)
- ・ しっばいにかんぱい!
  - ・ ちょっとまって、きつねさん!
  - ・ 風をおいかけて、海へ!
  - ・ 春さんのスケッチブック
  - ・ ヨハネスブルクへの旅
  - ・ マタギに育てられたクマ
  - ・ 時間をまきもどせ!
  - ・ 縞模様のパジャマの少年
  - ・ 夏から夏へ
  - ・ カレンダーから世界を見る



ざりがにのおうさま  
まっかちん



おやすみなさい  
のおと



7月4日(土)  
8月1日(土)

- 「小さい子の時間」(2・3歳～)  
午後2時～2時20分
- 「大きい子の時間」(5歳～)  
午後2時30分～3時
- ◎おはなし・絵本・紙芝居
- ◎場所：図書室

## 工作クラブ

7月29日(水)  
午後4時～5時

- ◎場所：福祉保健センター会議室
- ◎道具はこちらで用意いたします。
- ◎無料です。お気軽に!



## ママらっこ

- 7月10日(金)  
パトカーと写真を撮ろう  
「子どもの安全・防犯」  
西和警察署と交通安全母の会の協力により実施。  
7月は年齢制限がありません。
- 8月7日(金)  
「水遊び」(雨の日は室内遊び)  
絵本のひろばと同時開催  
持ち物 スイムパンツ タオル  
着替え 帽子  
ビーチサンダル(保護者用)  
午前10時30分開始  
福祉保健センター3階

## 絵本のひろば

- 子どもが泣いても、おしゃべりしても大丈夫。  
絵本の読み聞かせ、手遊びは11時から
- 7月3日(金)・8月7日(金)  
8月7日はママらっこと同時開催  
午前10時30分～12時  
(入退自由)  
お手伝いをしていただける方を募集中です。
- 主催 子育てボランティア Be-輪

## てんいち先生

「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて「11」(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。



安堵町人権・同和問題啓発活動推進本部

毎月11日は人権を確かめあう日です